### 千葉県スポーツ少年団指導者研修会に関する Q&A

本事業についてのお問合せについて Q&A でまとめました。

### Q1:千葉県スポーツ少年団指導者研修会を定める期間内に受講しないと、スポーツ少年団認定員資格も 喪失してしまうのか?

A: 毎年スポーツ少年団登録をしている限り認定員資格は有効です。ただし、各種大会等の派遣に制限があります。 $(Q3 \sim \rightarrow)$ 

## Q2:以前(平成25年度以前)に市町村で実施した研修会を受講したが、それは実績として認められないのか?

A: 実績として認められます。平成25年度に受講した方も平成31年度末には4年が経過するので、新たに研修会を受講する必要があるという考えです。そのため平成27年までの資格保有者については、一律有効期限を平成31年度末としています。

#### Q3:研修会を受講しないとスポーツ少年団活動ができないのか?

A: 県競技別交流大会への参加、関東ブロック大会への派遣、スポーツ少年団顕彰の条件化とすることを 検討中です。今後も検討を重ね、平成32年度から適用予定です。

#### Q4:研修会を受講せずに有効期限が切れたらどうすればよいのか?

A: 改めて研修会を受けていただければ、その年度から4年間有効といたします。

#### Q5:研修会開催にあたり市町村スポーツ少年団の費用負担はあるか?

A: ありません。ただし、会場確保等についてご協力をいただくことがあります。

# Q6:市町村スポーツ少年団で独自に行っている指導者研修会を認定員の更新のための研修会することができるか?

A: 別途開催条件を定める予定です。市町村スポーツ少年団独自で管理している資格更新のための研修とした場合でも、本県スポーツ少年団からの講師料等の補助はありませんので予めご了承ください。

#### Q7:平成27年12月12日のプレ開催の研修会は受講しても実績にならないのか。

A: 実績になります。

#### Q8:研修会に参加するにはどのように申込をすればよいか。

A: 県スポーツ少年団より各単位団代表指導者へ開催案内を送付しますので、該当指導者が個人で県スポーツ少年団へ申込みをします。※研修会毎に違うことがありますので開催要項等でご確認ください。